

〔論 説〕

信義則による遮断効について (3・完)

萩 澤 達 彦

目次

- I はじめに
- II 最判平成 10 年 6 月 12 日以降平成 10 年代の裁判例紹介 (以上 81 号)
- III 平成 20 年代の裁判例紹介 (以上 82 号)
- IV 最判平成 10 年 6 月 12 日の射程について
- V 最判平成 10 年 6 月 12 日以降の裁判例の整理
 - 1. 整理の視角
 - 2. 最判平成 10 年 6 月 12 日の射程に忠実な裁判例
 - 3. 最判平成 10 年 6 月 12 日の射程を広く解した裁判例
 - 4. 最判平成 10 年 6 月 12 日の射程を狭く解した裁判例
 - 5. 最判平成 10 年 6 月 12 日を信義則適用の根拠とした裁判例
- VI 結語 (以上本号)

IV 最判平成 10 年 6 月 12 日の射程について

はじめにで示したように^[1]、最判平 10 年 6 月 12 日民集 52 卷 4 号 1147 頁は「一個の金銭債権の数量的一部請求は、当該債権が存在しその額は一定額を下回らないことを主張して右額の限度でこれを請求するものであり、債権の特定の一部を請求するものではないから、このような請求の当否を判断するためには、おのずから債権の全部について審理判断することが必要になる。」と判示している^[2]。逆にいうと、前訴一部請求が「債権の特定の一部を請求するもの」ではない場合には、本判決の射程が及ばず、後

訴訟残額請求は信義則により排斥されないという結論になるはずである。なぜなら、前訴と実質的に発生原因を異にする部分については、前訴で消極的判断がなされておらず、後訴での判断が必要だからである^[3]。そのことは、「例えば、身体に傷害を負ったとして、不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを提起し、全損害のうち治療費の部分だけ請求する場合のように、債権の一部が質的・具体的に特定されている場合には、判旨の射程は及ばない。なぜなら、治療費相当額の損害が発生していない又は請求額より少ないとして、請求の全部又は一部を棄却する場合にも、他に、逸失利益や慰謝料の損害が発生していることもあり、一部部請求を全部又は一部棄却する判決が必ずしも残部の不存在を判断するものではないからである。」と説明されている^[4]。したがって、一部請求の類型のうち、いわゆる「費目限定型」については^[5]、この判決の射程は及ばないと考えられる^[6]。

V 最判平成 10 年 6 月 12 日以降の裁判例の整理

1. 整理の視角

最判平成 10 年 6 月 12 日の射程がⅣで述べたようなものであるはずである。その後の下級審の裁判例はその射程の範囲で最判平成 10 年 6 月 12 日に従っているかが問題になる。そこで、ⅡとⅢで紹介した裁判例を、最判平成 10 年 6 月 12 日の射程に忠実な裁判例、射程を広く解した裁判例、射程を狭く解した裁判例、単に信義則適用の根拠としたにすぎない裁判例に分類して整理する。

2. 最判平成 10 年 6 月 12 日の射程に忠実な裁判例

【裁判例 2】東京地方裁判所平成 14 年 8 月 28 日は、前訴と異なる期間に発生した不当利得金の支払を求めた事案で、「本訴は、数量的一部請求を全部棄却する旨の判決が確定した後の残部請求であり、信義則に反して許されず、不適法として却下されるべきである。」と判示している。

【裁判例 5】知財高判平成 19 年 8 月 28 日は、最判平成 10 年 6 月 12 日判決を参照した原判決を維持して、「本件訴えは、前訴と損害の発生原因を同じくするものであるところ、前訴において X の請求は棄却されて、同判決……が確定している以上（争いない。）、X が不法行為による総損害のうちから前訴とは異なる一部を損害として主張してみても、その訴え

は、信義則に反し、訴権の濫用に当たり許されないものと判断する。」と判示している。

【裁判例6】知財高判平成19年8月28日は、最判平成10年6月12日判決を参照した原判決を維持し、「旧請求(1)ないし(5)及び新請求(1)ないし(5)を子細に検討すると、いずれも、結局はYがXの有する本件特許に対し特許異議の申立てをしたことが権利濫用として許されないから不法行為に該当する、というものであるところ、当裁判所は、旧請求(1)ないし(5)に係る訴えを提起することが、前訴〔1〕及び〔2〕との関係で信義則に反して許されないとした原判決は正当として是認することができる」と判示している。

【裁判例8】知財高判平成20年7月16日は、原告が、前訴における損害賠償請求と同一の不法行為に基づく損害賠償請求の残部を請求した事案で、最判平成10年6月12日判決を引用して、「Xは、前訴において、本件文詞中のXの署名について文書偽造を理由とする不法行為を主張して損害賠償請求をしていたことは明らかである。そうすると、本訴は、前訴で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものにはかならず、前訴の確定判決によって紛争が解決されたとのYの合理的期待に反し、Yに更なる応訴の負担を強いるものということができるから、本件訴えは、信義則に照らして許されない」と判示している。

【裁判例9】知財高判平成20年11月26日は、前訴における損害賠償請求と同一の不法行為に基づく損害賠償請求の残部を請求するものであり、前訴でX敗訴の判決が確定しており、(最判平成10年6月12日民集52巻4号1147頁を根拠として)本件訴えは前訴で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであり信義則に反し許されないとして、訴えを却下した原判決を支持し、控訴を棄却している。

【裁判例10】知財高判平成21年1月29日は、最判平成10年6月12日判決を参照して、訴請求は前訴事件における請求と同一の不法行為による損害賠償請求権に基づく請求であり、前訴事件の判決が確定した後に、前訴事件の残部請求に該当する本件訴えを提起することは、実質的に、前訴事件で認められなかった請求及び主張を蒸し返すものであり、「前訴事件の確定判決によって、当該債権の全部について紛争が解決されたとのYの合理的期待に反し、Yに二重の応訴の負担を強いるものというべきである。」と判示して訴えを却下した原判決を支持して控訴を棄却している。

【裁判例 11】東京高判平成 21 年 10 月 14 日は、最判平成 10 年 6 月 12 日を参照して、本訴請求は、既に確定した先行事件の一部請求の棄却判決において認められなかった一部請求の残部を請求するものであり、紛争を蒸し返すものであるから、信義則に反し、不適法なものであるとして、訴えを却下した原判決を支持して控訴を棄却している。

【裁判例 12】東京地判平成 23 年 4 月 28 日は、本訴は前訴と同一の事実関係に基づき、同一の被告に対して、同一内容の不法行為請求権を主張するものであり、前訴請求は、本訴請求の数量的一部請求であると認められるとして、最判平成 10 年 6 月 12 日判決を参照して、本訴請求は信義則に反し許されないと判示して、請求を棄却した。

以上のように、【裁判例 2】、【裁判例 5】、【裁判例 6】、【裁判例 8】、【裁判例 9】、【裁判例 10】、【裁判例 11】、【裁判例 12】は、最判平成 10 年 6 月 12 日の法理を忠実に事案にあてはめている。

3. 最判平成 10 年 6 月 12 日の射程を広く解した裁判例

【裁判例 1】東京地判平成 12 年 10 月 17 日は、「本件訴えと前訴とは、実質的に同一期間内の Y 製品の製造販売が本件実用新案権の侵害に当たると主張する点で共通しており、そのうちの台数分を対象とするかの点においてのみ異なるものであると認められる」事案で、最判平成 10 年 6 月 12 日の「趣旨に照らしても、信義に反する」としている。これは、前訴と本訴との請求の訴訟物は同一債権の一部と残部という関係になく全く異なると考えられる事案で、最判平成 10 年 6 月 12 日の射程を超えて信義則違反としたものである。

【裁判例 3】東京高判平成 14 年 12 月 24 日は、原判決が、最判平成 10 年 6 月 12 日判決の法理の趣旨を持ち出して、前訴一部認容判決の判決理由中の判断を、被告 Y が本訴で再び争うのは信義則に反して許されないと判示して、Y の主張を排斥して、X の請求を一部認容した。これに対して、本判決は、「Y は、先行事件に続いて、本件訴訟を提起され、X から先行事件において求められたものに比べてはるかに高額の損害賠償を求められているのである。Y が、本件訴訟において、改めて本件の並行輸入の実質的違法性の有無及び過失の存否等を争い、これらの争点についての裁判所の判断を求めて、防御活動をなすことを、訴訟上の信義

則に反するものということとはできないというべきである。」と判示して、原判決を取消し、請求を棄却した。

【裁判例 14】東京地判平成 25 年 11 月 27 日は、「X は、従前の訴訟における損害賠償請求は不法行為に基づくものであったが、本件訴えは債務不履行に基づくものであるとし、訴訟物が異なる旨主張するものと解される……仮に、本件訴えが債務不履行に基づく損害賠償請求であることを前提としたとしても、本件訴えは、債権の発生原因として主張する事実関係が前訴と同一であって、前訴及び本訴の訴訟経過に照らし、前訴の請求及び主張の蒸し返しに当たり、信義則に反して許されないというべきである（最高裁平成 9 年（オ）第 849 号、同平成 10 年 6 月 12 日第二小法廷判決、民集 52 卷 4 号 1147 頁参照）。」と判示して、訴えを却下している。前訴と本訴が（請求構成上の問題にすぎないとはいえ）訴訟物が異なっているにもかかわらず、最判平成 10 年 6 月 12 日判決の法理を適用している。

【裁判例 15】知財高判平成 26 年 6 月 18 日の原判決は、最判平成 10 年 6 月 12 日判決を参照して、「訴訟物を異にするものの、債権の発生原因として主張する事実関係がほぼ同一であって、前訴等及び本訴の訴訟経過に照らし、実質的には敗訴に終わった前訴等の請求及び主張の蒸し返しに当たる訴えにも及び、その訴えも同様に信義則に反して許されないものというべきである（上記平成 10 年最判参照）。」との一般論を述べた後、「訴訟物を異にするものとしても、Y 製品が本件考案の技術的範囲に属することにより、X の有する本件実用新案権が侵害されたことについては、主張立証すべき事実関係はほぼ同一であって、Y 製品は本件考案の技術的範囲に属しないことを理由として X が敗訴した前々訴の訴訟経過に加え、前訴及び本件訴えの訴訟経緯にも照らすと、本件訴えは、Y 製品が本件考案の技術的範囲に属しないとして X が全面的に敗訴した前々訴の請求及び主張の蒸し返しに当たることが明らかである。」と判示して訴えを却下した。【裁判例 15】は、「訴訟物を異にするものであっても、債権の発生原因として主張する事実関係がほぼ同一であって、前訴等の訴訟経過に照らし、実質的には敗訴に終わった前訴等の請求及び主張の蒸し返しに当たる訴えも、一部請求後の残部請求の場合と同様に信義則に反して許されないことは、原判決の述べるとおりである。」と判示して、控訴を棄却した。本判決は、訴訟物が同一債権の一部と残部という関係になく全く異なっているにもかかわらず、債権の発生原因として主張する事実関係がほぼ同一であって、

前訴等の訴訟経過に照らし、実質的には敗訴に終わった前訴等の請求及び主張の蒸し返しに当たる訴えも最判平成10年6月12日判決の法理の対象になると判示している。

【裁判例18】知財高判平成26年12月17日は、被告の製品の製造販売が実用新案権を侵害したとして損害賠償を求めたものである。前訴請求では、同一製品の、（本訴請求の根拠となった時期とは）別な時期に製造販売したことの損害賠償請求をしていた。本判決は、最判平成10年6月12日判決を参照した上で、「本件訴えは、平成13年訴訟と同一の紛争を蒸し返すものであり、信義則に反し、かつ、訴権の濫用に当たる不適法なものであることが明らかである。」として訴えを却下した原判決を支持して、控訴を棄却した。同一の製品の実用新案権の侵害を主張しているとはいえ、前訴の根拠となった製造時期と本訴の根拠と名なつた製造時期が異なれば、損害賠償請求件も前訴と本訴では別訴訟物であると考えうる。しかし、本判決は最判平成10年6月12日判決の法理を適用した。

【裁判例19】知財高判平成26年12月18日は、【裁判例18】と同じ製品につき、前訴と製造販売時期が異なる実用新案権の侵害訴訟で、「金銭債権の数量の一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは、特段の事情がない限り、信義則に反して許されないと解するのが相当であり（最高裁判所平成10年6月12日判決・民集52巻4号1147頁）、その趣旨に照らせば、本件訴えは、平成13年訴訟と同一の紛争を蒸し返すものであり、信義則に反し、かつ、訴権の濫用に当たる不適法なものであることが明らかである。」と判示して訴えを却下した原審を支持して、控訴を棄却した。同一の製品の実用新案権の侵害を主張しているとはいえ、前訴の根拠となった製造時期と本訴の根拠となった製造時期が異なれば、損害賠償請求件も前訴と本訴では別訴訟物であると考えうる。しかし、本判決は最判平成10年6月12日判決の法理を適用した。

以上に分類された裁判例には、同じ紛争が形を変えて何度も訴訟に持ち出されている事案が多い。特に、【裁判例1】と【裁判例15】と【裁判例18】と【裁判例19】は、一つの紛争が形を変えて何度も訴訟に持ち出されていて、被告は原告の訴訟戦術に翻弄されていることが伺われる。裁判所にとって、最判平成10年6月12日判決の法理を射程を超えて適用する必要がどうしてもあったと思われる。【裁判例14】も、前訴での決着は覆らないことは明らかであるにもかかわらず、本訴を提起した事案である

と思われる。この場合にも、裁判所にとって、最判平成10年6月12日判決の法理を射程を超えて適用する必要がどうしてもあったと思われる。

なお、【裁判例3】の原判決の理由付けは、最判平成10年6月12日判決の法理は判決理由中の判断に拘束力を認めるものであるとの危惧⁷⁾が実現したものであり、これを否定した本判決の結論は妥当であろう。原判決は、最判平成10年6月12日判決の法理は、それ趣旨をくめばここまで拡張できるという一つの例であろう。

4. 最判平成10年6月12日の射程を狭く解した裁判例

【裁判例7】福岡高等裁判所宮崎支部判平成19年3月9日は、前訴が消滅時効を理由として棄却された事案で、「前訴において、請求原因事実が特定されていないのであるから、いかなる債権の存否の具体的事実について審理及び判断が行われたかが不明確であり、本件請求を信義則違反とするための前提となる前訴事件において判断された請求権を基礎づける事実が特定できない以上、本件請求が、Xは残部請求の体裁をとっているものの、前訴事件において数量的一部請求をして棄却判決を受けた誤納金還付請求権の残部を請求するものであるとは、必ずしも言い切れないし、紛争の蒸し返しとも直ちには言えない。」として、信義則違反の主張を排斥した上で、消滅時効を認めて、Xの請求を棄却した原審を、最判平成10年6月12日判決を引用した上で、維持している。

この裁判例は、最判平成10年6月12日判決にいう特段の事由があったものとも考えられなくはないが、同判決の射程を狭く解したものとするのが妥当であろう。事案の解決としては、後訴は前訴に拘束されないとする必要があったと思われる。

5. 最判平成10年6月12日を信義則適用の根拠とした裁判例

【裁判例4】東京地判平成17年11月1日は、最判昭和51年9月30日民集30巻8号799頁、最判昭和52年3月24日裁判集民事120号299頁と並べて最判平成10年6月12日判決を引用した上で、「本訴で前訴と同一の争点について審理を繰り返すことによる裁判所及びYの負担は軽視でき」ないとした上で「本訴において被告装置が本件特許権を侵害することを理由とする本件損害賠償請求を許容し、これを審理すると、Yとの関係で正義に反する結果を生じさせるのであって、上記請求及び主張は、

訴訟上の信義則に反し、許されないというべきである。」と判示している。この裁判例では、最判平成10年6月12日判決は単に信義則を持ち出す根拠として引用されているにすぎないといえよう。

【裁判例13】東京地判平成25年4月25日は、原告と被告らの間でなされた和解の効力を争って、原告が、複数回、和解の無効と和解により取得した株式の返還を求めたいずれも請求を棄却された後に、本訴で同様の請求をした事案である。本判決は、最判51年9月30日民集30巻8号799頁と並んで、最判平成10年6月12日判決も参照して、本訴における原告の主張を見れば、前訴「確定判決や和解の内容に対する不服、不満を述べるもの、すなわち前訴の単なる蒸し返しに他ならず」かかる主張は信義則に反するとして訴えを却下した。この裁判例では、最判平成10年6月12日判決は単に信義則を持ち出す根拠として引用されているにすぎないといえよう。

【裁判例16】東京地判平成26年9月22日は、「Xは、本件取消決定の違法を主張してY（国）に対する損害賠償請求訴訟の提起を繰り返しており、本件訴えも、これら前訴の実質的蒸し返しであり、信義則に反し、かつ、訴権の濫用に当たる不適法なものであることが明らかである。」と判示して、訴えを却下した。最判平成10年6月12日判決による信義則の法理を提出した被告の主張を認めたものであり、最判平成10年6月12日判決は単に信義則を持ち出す根拠として引用されているにすぎないといえよう。

【裁判例17】知財高判平成26年11月26日は、「本件審決取消訴訟は、本件審決の取消しを求めるものであり、別件審決の取消しを求める別件審決取消訴訟とは訴訟物が異なる。」とした上で、「本件審決取消訴訟は、実質において、本件商標と引用商標との類否判断につき、既に判決確定に至った別件審決取消訴訟を蒸し返すものといえ、訴訟上の信義則に反し、許されないものというべきである（最高裁昭和51年9月30日第一小法廷判決・民集30巻8号799頁、同昭和52年3月24日第一小法廷判決・集民120号299頁、同平成10年6月12日第二小法廷判決・民集52巻4号1147頁参照。）」と判示して、訴えを却下している。最判平成10年6月12日判決は単に信義則を持ち出す根拠として引用されているにすぎないといえよう。

以上の、【裁判例4】、【裁判例13】、【裁判例16】、【裁判例17】では、

最判昭和 51 年 9 月 30 日民集 30 卷 8 号 799 頁、最判昭和 52 年 3 月 24 日裁判集民事 120 号 299 頁と並べて最判平成 10 年 6 月 12 日判決が持ち出されている。最判平成 10 年 6 月 12 日判決の法理が、信義則を適用範囲をより拡張するために持ち出されており、これらの裁判例での信義則の使われ方は、事案特有の問題があり、最判平成 10 年 6 月 12 日判決の法理の検討には、直接役に立たないものと思われる。

VI 結語

筆者は最判平成 10 年 6 月 12 日の法理は信義則を扱っているだけに、例外的な事案の救済の法理であるとこれまで考えていた。本稿では、判例雑誌に掲載されていない裁判例を中心にデータベースから拾い出してみるという手法をとってみた。その結果、判例雑誌に掲載されていない最判平成 10 年 6 月 12 日の法理の適用例が多数あったのは予想外であった。また、「費目限定型」や同一債権の一部と残部という関係になく全く別訴訟物の訴訟においてもこの法理が適用されていたのも予想外であった。最判平成 10 年 6 月 12 日判決の法理は、信義則説^[8]との関連で理論的検討がなされてきた。しかし、裁判例を検討してみると、この法理には原告の訴訟戦術に対する対抗策としての意味が大きいことが判明した（とりわけ最判平成 10 年 6 月 12 日の射程を広く解した裁判例に顕著）^[9]。そのような観点から理論的分析が必要であると考え。この考察は別稿に譲る。

[注]

[1] 拙稿・成蹊法学 81 号 242 頁

[2] なぜ「債権の特定の一部を請求するもの」かが問題になるかについて同最判判決は、そのような請求の審理について、「裁判所は、当該債権の全部について当事者の主張する発生、消滅の原因事実の存否を判断し、債権の一部の消滅が認められるときは債権の総額からこれを控除して口頭弁論終結時における債権の現存額を確定し（最高裁平成 2 年（オ）第 1146 号同 6 年 11 月 22 日第 3 小法廷判決・民集 48 卷 7 号 1355 頁参照）、現存額が一部請求の額以上であるときは右請求を認容し、現存額が請求額に満たないときは現存額の限度でこれを認容し、債権が全く現存しないときは右請求を棄却するのであって、当事者双方の主張立証の範囲、程度も、通常は債権の全部が請求されている場合と変わるところはない。数量的一部請求を全部又は一部棄却する旨の判決は、このように債権の全部について行われた審理の結果に基づいて、当該債権が全く現存しないか又は一部として請求された額に満たない額しか現存しないとの判断を示す

信義則による遮断効について (3・完)

ものであって、言い換えれば、後に残部として請求し得る部分が存在しないとの判断を示すものにほかならない。」と判示している。

[3] 勅使川原和彦「一部請求と隠れた訴訟対象」早法 75 卷 3 号 34 頁。

[4] 青木哲「判批」法協 118 号 641 頁。

[5] 三木浩一「一部請求論について」民訴 47 号 34-42 頁は、一部請求を以下の 6 つの類型に分類している。①試験訴訟型、②総額不明型、③資力考慮型、④相殺考慮型、⑤費目限定型、⑥一律一部請求型。このうち「費目限定型」とは、「不法行為を原因とする損害賠償請求訴訟において、特定費目のみに限定して訴えを提起したり、特定費目を除外して訴えを提起するという事例」を指している。

[6] 高橋宏志『重点講義民事訴訟法 (上) [第 2 版補訂版]』(2013) 107 頁。

[7] 河野正憲『民事訴訟法』(2009) 619 頁。

[8] 松浦馨ほか『条解民事訴訟法』(1986) 611 頁-615 頁 [竹下守夫]、中野貞一郎「一部請求論について」『民事手続きの現在問題』(1989) 106-108 頁によって問題提起された。

[9] 【裁判例 3】の原判決のように、最判平成 10 年 6 月 12 日の法理の拡張の行き過ぎという面もないわけではない。